**【別添１】**

**分別管理及び書類管理方針書**

**事業者名：**

**令和　　年　　月　　日作成**

**本方針書は、（一般社団）熊本県木材協会連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１１月１２日公表）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。**

**（適用範囲）**

**本方針書は、当社において、原木の入出荷（加工場にあっては：間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス原木を原料として製造するチップ等）の取扱いに当たって適用する。**

**（分別管理責任者）**

**・分別管理を適切に行うため、　　　　　を分別管理責任者として定める。**

**・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。**

**（分別管理の実施）**

**・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。**

**・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。**

**・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。**

**・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。**

**・製品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオ**

**マスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。**

**（書類管理）**

**・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。**

**・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。**

**・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。**